

第 23 期 決 算 公 告

2025年6月20日

埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目 4 番 1 号
株式会社 埼 玉 り そ な 銀 行
代表取締役社長 福 岡 聡

連結貸借対照表（2025年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	6,836,286	預金	17,743,800
コールローン及び買入手形	26,569	譲渡性預金	39,610
買入金銭債権	143,138	コールマネー及び売渡手形	7,476
商品有価証券	10,015	債券貸借取引受入担保金	223,106
有価証券	3,228,317	借入金	634,028
貸出金	8,751,986	外国為替	902
外国為替	14,018	その他負債	119,467
その他資産	141,156	賞与引当金	3,493
有形固定資産	53,136	その他の引当金	5,991
建物	20,789	支払承諾	27,164
土地	29,686		
建設仮勘定	157	負債の部合計	18,805,041
その他の有形固定資産	2,503	（純資産の部）	
無形固定資産	2,663	資本金	70,000
ソフトウェア	35	資本剰余金	100,000
その他の無形固定資産	2,627	利益剰余金	243,312
退職給付に係る資産	11,812	株主資本合計	413,312
繰延税金資産	13,885	その他有価証券評価差額金	22,064
支払承諾見返	27,164	繰延ヘッジ損益	△3,304
貸倒引当金	△23,356	退職給付に係る調整累計額	△318
		その他の包括利益累計額合計	18,441
		純資産の部合計	431,753
資産の部合計	19,236,795	負債及び純資産の部合計	19,236,795

連結損益計算書

〔 2024年4月 1日から
2025年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		192,118
資金運用収益	118,805	
貸出金利息	75,409	
有価証券利息配当金	24,038	
コールローン利息及び買入手形利息	760	
債券貸借取引受入利息	0	
預け金利息	17,115	
その他の受入利息	1,481	
信託報酬	47	
役務取引等収益	53,449	
その他業務収益	3,241	
その他経常収益	16,574	
償却債権取立益	1,871	
その他の経常収益	14,703	
経常費用		142,276
資金調達費用	24,279	
預金利息	11,963	
譲渡性預金利息	134	
コールマネー利息及び売渡手形利息	362	
債券貸借取引支払利息	12,129	
借入金利息	△333	
その他の支払利息	23	
役務取引等費用	22,853	
その他業務費用	3,830	
営業経費	81,884	
その他経常費用	9,427	
貸倒引当金繰入額	546	
その他の経常費用	8,881	
経常利益		49,842
特別利益		88
固定資産処分益	88	
特別損失		533
固定資産処分損	527	
減損損失	5	
税金等調整前当期純利益		49,396
法人税、住民税及び事業税	12,734	
法人税等調整額	1,006	
法人税等合計		13,740
当期純利益		35,655
親会社株主に帰属する当期純利益		35,655

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 1社
会社名

株式会社地域デザインラボさいたま

- ② 非連結の子会社及び子法人等 1社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等はありません。
② 持分法適用の関連法人等はありません。
③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社
④ 持分法非適用の関連法人等はありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 1社

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

その他 2年～20年

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の破綻懸念先に対する債権、及び貸出条件や履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題のある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下「要管理先」という。）で、当該債務者に対する債権の全部または一部が要管理債権である債務者（以下「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要管理先及び業績が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めたのち、最近の期間における貸倒実績率の増加率を考慮する等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,906百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上することとしております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりであります。

預金払戻損失引当金 3,274百万円

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

ポイント引当金 1,491百万円

「りそなクラブ」におけるポイントが将来利用される見込額を見積もり、計上しております。

信用保証協会負担金引当金 869百万円

信用保証協会の責任共有制度や提携商品における負担金として、将来発生する費用を見積もり、計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : 発生年度に一括して損益処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(10) 収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

同基準が適用される顧客との契約から生じる収益は、「信託報酬」や「役務取引等収益」に含まれております。

「信託報酬」は顧客から受託した信託財産を管理・運用することによる収益で、主にこれらのサービスが提供される期間にわたって収益を認識しております。

「役務取引等収益」は、預金・貸出業務や為替業務などによるサービス提供からの収益が主要なものであります。

預金・貸出業務に係る役務収益は、口座振替業務、インターネットバンキングサービスからの収益やシンジケートローン、コミットメントラインからの収益が含まれております。口座振替業務、インターネットバンキングサービスからの収益は、主としてこれらのサービスが提供された時点で、シンジケートローン、コミットメントラインからの収益はこれらのサービスが提供された時点又はこれらのサービスが提供される期間にわたって収益を認識しております。

為替業務に係る役務収益は、主として国内外にわたる送金手数料による収益で、主としてこれらのサービスが提供された時点で収益を認識しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジのほか、一部については個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。個別ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一であるため、これをもって有効性の判定に代えております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

③ 一部の資産・負債については、繰延ヘッジを行っております。

(12) グループ通算制度の適用

当社及び連結される子会社は株式会社りそなホールディングスを通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。

未適用の会計基準等

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、「貸倒引当金」であります。

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額 23,356百万円

(2) 重要な会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

①算出方法

貸倒引当金算定に当たっては、貸出金を含む債権等について、原則として債務者の信用格付を実施し債務者区分の判定を行った上で、債権等の資金使途等の内容を個別に検討し、担保や保証等の状況を勘案の上、債権の回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて、査定分類を行っております。当該引当金算出方法の詳細は、「会計方針に関する事項 (5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

②主要な仮定

貸倒引当金に係る主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」、「予想損失額の算定における将来見込み」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に判定し、設定しております。また、「予想損失額の算定における将来見込み」は、過去平均値に基づく損失率に必要な修正を加えて設定しております。なお、これらの仮定は、将来の経済状況等様々な状況の変化によって影響を受ける可能性があります。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度の連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く） 633百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものと並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	11,529百万円
危険債権額	54,559百万円
三月以上延滞債権額	79百万円
貸出条件緩和債権額	42,049百万円
合計額	108,217百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,718百万円であります。
4. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	2,193,291百万円
	貸出金	516,203百万円
担保資産に対応する債務	その他資産	3,896百万円
	預金	62,965百万円
	債券貸借取引受入担保金	223,106百万円
	借入金	634,000百万円
	その他負債	9,594百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券137,063百万円及びその他資産25百万円を差し入れております。また、その他資産には、先物取引差入証拠金56,621百万円、金融商品等差入担保金12,745百万円及び敷金保証金2,848百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。
- これらの契約に係る融資未実行残高は、1,676,987百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,633,082百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 62,894百万円
7. 有形固定資産の圧縮記帳額 6,798百万円
8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は98,054百万円であります。
9. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は15.56％であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益12,922百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、グループ銀行における事務システム統合等に伴い発生した一時的な費用2,629百万円、債権売却損1,584百万円、貸出金償却1,175百万円及び金融派生商品費用691百万円を含んでおります。
3. 包括利益△10,968百万円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、真にお客さまに役立つ金融サービス業を目指し、様々な金融商品をお客さまのニーズに沿ってご提供させて頂いております。また自社の収益性向上、健全性確保の両面から、金融商品をリスクテイク、リスクコントロール等に幅広く活用しております。

具体的には、個人、法人等の様々なお客さまに対し、貸出、ローン、私募債引受け、保証等の与信業務を通じて、お客さまの資金ニーズに適切にお応えしております。

また、安定的な資金運用を目的とした国債や埼玉県債等の債券、お客さまとの関係強化を目的とした株式等様々な有価証券を保有、運用しております。

近年、高度化・多様化しているお客さまのニーズに適切にお応えするため、金利関連や為替関連のデリバティブ商品をご提供しております。

また、これらの業務を行うため、当社は預金の受入れ、及びインターバンク市場を通じた資金調達等、金融商品による調達を行っております。

当社では、上記資金運用及び資金調達活動により生じる長短金利バランスのギャップや、金利変動リスクに対応しつつ、部門間での採算管理向上を図るため、資産及び負債の統合的管理（ALM）を行っております。その一環として、長短金利ギャップ、金利変動リスクをヘッジするためのデリバティブ取引を行うとともに、お客さまのデリバティブ契約に係るカバー取引を行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

①貸出資産の内容及びそのリスク

当社は埼玉県を主要な営業基盤としており、与信ポートフォリオにおいては、中堅・中小企業向け貸出金や、住宅ローンを中心とした個人向け貸出金が大きな割合を占めております。

これらの貸出金については、与信先の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

②有価証券の内容及びそのリスク

当社で保有している有価証券は、債券、株式、投資信託、投資事業組合出資金等であり、これらは純投資や、円滑な資金繰り運営を行うためのほか、事業推進目的等で保有しております。

保有している有価証券には、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により資産・負債の価値またはそこから生み出される収益が変動し損失を被る市場リスク、及び有価証券の発行体の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

③デリバティブ取引の内容及びそのリスク

当社では、金利関連、通貨関連、株式関連、債券関連のデリバティブ取引を取り扱っております。具体的には以下のとおりとなっております。

- ・金利関連
金利先物、金利スワップ、金利オプション
- ・通貨関連
為替予約、通貨スワップ、通貨オプション
- ・株式関連
株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション
- ・債券関連
債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

お客さまの高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供するうえで、また、当社が晒される様々なリスクをコントロールするうえで、デリバティブ取引は欠かせないものとなっております。

当社では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、経営戦略・資源に応じた取引を行うことを基本とし、以下のとおり、お客さまのリスクヘッジニーズへの対応、金融資産・負債のヘッジ取引、及びトレーディング取引の目的でデリバティブ取引を行っております。

（i）お客さまのリスクヘッジニーズへの対応

お客さまは様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様化しております。当社のデリバティブ取引の中心は、このようなお客さまのリスクヘッジニーズに応じた商品の提供であります。

当社では、お客さまの様々なニーズに的確にお応えするために、豊富な金融商品を取り揃えるとともに、商品提供力の向上に努めております。

しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当社ではデリバティブ取引について次のような「行動基準」を作成しております。

- ・商品内容とリスクの説明
商品内容、仕組み等の取引条件や、ヘッジの有効性（当初に意図した経済効果が得られなくなる場合、ヘッジ取引による経済効果がお客さまにとって不利となる場合等の説明を含む）、市場リスク、信用リスク等について、必ず書面（提案書・デリバティブリスク説明書等）を使用して十分に説明すること。
説明にあたっては正確な用語を用いるとともに、難解な専門用語は平易な言葉で説明すること。また、所定の書面等の理解チェック欄を使用する等により、説明漏れがないこと及び理解したことを当社とお客さまの双方で共同確認を行うこと。
- ・自己責任の原則と取引能力
取引の前提として、お客さまが自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分な判断力を有していること。また、お客さまの知識、経験、財産、取引目的、損失負担能力、社内管理体制等に照らして、取引金額、年限及びリスク度等不適当と認められる取引は行わないこと。
- ・時価情報（お客さまの含み損益の状況）の提供
取引実行後、お客さまの要請または必要に応じて、定期的または随時に時価情報をお客さまに還元し、お客さまの判断の一助とすること。

（ii）金融資産・負債のヘッジ取引

当社では、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスク・為替リスク等を適正にコントロールする手段として、金利スワップ・通貨スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。

金利リスクについては、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や、将来のキャッシュ・フローを確定するための「キャッシュフローヘッジ」を、「包括ヘッジ」及び「個別ヘッジ」として実施しております。為替リスクについては、資産・負債の将来にわたる価値を為替変動から守るための「外貨建取引に係るヘッジ」を実施しております。

これらヘッジ取引となるデリバティブ取引については、検証方法に係る規程を制定し、定期的にヘッジの有効性検証を行う等厳正な管理を実施しております。

金利リスクに係る「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、または、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しております。また、「個別ヘッジ」の場合は、ヘッジ手段とヘッジ対象の金利等条件の一致確認等により当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しております。

為替リスクに係る「外貨建取引に係るヘッジ」で「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ手段の元本及び利息相当額を上回る外貨建金銭債権債務の元本及び利息相当額が存在を確認すること等により、ヘッジの有効性を検証しております。為替リスクに係る「個別ヘッジ」の場合は、金利リスクヘッジの場合と同様にヘッジ手段とヘッジ対象の金利等条件の一致確認等により当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しております。

(iii) トレーディング取引

主として当社が晒されるリスクに対するヘッジや当社とお客さまとの取引に対する市場でのカバーを目的とするトレーディング取引としてデリバティブ取引を行っております。

デリバティブ取引のリスクには、取引相手方の信用リスク及び市場リスクがあります。

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、S A-C C R方式によるリスク額計測手法等を用いて与信相当額を把握し、貸出金等のオンバランス取引と合算のうえ、市場・営業推進部門から独立した融資・審査部門がお取引先毎に取引限度額を設ける等して、与信判断・管理を行う体制としております。また、お取引先の信用度の変化に応じて機動的に取引限度額の見直しを行う等の運営管理にも努めております。

デリバティブ取引に係る市場リスクについては、後述(3)②のとおり適切に管理しております。

④金融負債の内容及びそのリスク

当社はお客さまからの預金受入れや、市場からの調達にて資金調達を行っております。

これらについては、金利、為替の変動リスクや、金融経済環境の変化等により、調達が困難になる流動性リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、銀行持株会社である株式会社りそなホールディングスにおいて制定した「グループリスク管理方針」及び自社の特性を踏まえ、信用リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理の各基本方針を含む「リスク管理の基本方針」を取締役会で制定し、これに基づきリスク管理業務の諸規程を整備する等リスク管理体制を構築しております。

また、各業務に内在するリスクの度合い、各業務担当部署におけるリスク管理体制を勘案のうえ、内部監査計画を策定し、監査等を行っております。

①信用リスクの管理

当社における信用リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、営業推進関連部署から独立した信用リスク管理関連部署が与信判断と管理を行う体制となっております。

当社では、信用リスク管理のための組織・体制として、融資会議及び信用リスク管理関連部署（信用リスク管理部署、審査管理部署、問題債権管理部署）を設け、適切な管理体制を構築しております。

融資会議は、信用リスク管理に係る執行部門の決議もしくは協議機関として、与信業務全般に関する重要事項の決議もしくは協議・報告等を行っております。

信用リスク管理部署は信用格付等の規程・手続に関する企画立案、及び審査管理等、信用リスク管理を適切に実施するための体制整備に関する企画立案を行っております。

審査管理部署は、与信先の業績・財務状況、定性面、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行い、与信案件の取上げを行っております。

問題債権管理部署は、問題先の経営状況等を適切に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めたうえで事業再生、整理・回収を行っております。

上記体制のもと、当社では信用リスクのコントロール・削減に向け取り組んでおります。

たとえば、特定先（グループ）に対する与信集中リスクについては、当社の経営に対して重大な影響を及ぼす可能性があることを踏まえて、クレジット・リミット（クレジットシーリング）を設定する等の方法により厳格な管理を行っております。

また、与信ポートフォリオ全体の管理の観点から信用リスクを計測し、限度を設定することにより、信用リスクを一定の範囲内に抑制しております。

②市場リスクの管理

(i) 市場リスク管理の体制

当社における市場リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、取引実施部署（フロントオフィス）から独立したリスク管理部署（ミドルオフィス）及び事務管理部署（バックオフィス）を設置し相互牽制が働く体制としております。

また、資金・収益・リスク・コスト等の推移・状況を総合的に管理し、それらの対応を協議・報告する会議としてALM委員会を設置しております。

当社は、上記「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に市場リスクを管理するために、「市場リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

また、市場取引の時価評価や、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により損失を被る市場リスクについてはV a R（バリュエー・アット・リスク）によるリスク額算出を行うとともに、リスク限度、損失限度、ならびに商品別等のセンシティブリティ限度額等を設定し、その遵守状況を管理しております。加えて、ストレスシナリオに基づく損失額も定期的に算出しております。

限度等の遵守状況を含むリスク額、損益の状況等については、モニタリングのうえ、経営宛報告を行うとともに、リスク管理部署（ミドルオフィス）による取引実施部署（フロントオフィス）に対する適切な牽制を行っております。

(ii) 市場リスクに係る定量的情報

当社では、金融商品の保有目的に応じてトレーディング、バンキング、政策保有株式の区分で市場リスクに係るV a Rを算出しております。また、バンキングについては、C V A（デリバティブ取引にかかる信用評価調整）も含めたリスク額としております。

なお、一部の商品のリスク額は、当社の市場リスクに係るリスク額には含めておりませんが、影響が軽微であることを確認しております。

(ア) トレーディング

当社では、トレーディング目的で取り扱っている有価証券やデリバティブ取引に関するV a Rの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日）を採用しております。

連結決算日現在で当社のトレーディング業務のリスク額は20百万円であります。

(イ) バンキング

当社において、トレーディング目的で保有する金融商品及び政策保有株式以外の金融商品やその他の資産、負債は、バンキング業務で取り扱っております。

当社では、バンキング業務に関するV a Rの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間20営業日、信頼区間99%、観測期間1,250営業日）を採用しております。

連結決算日現在で当社のバンキング業務のリスク額は、全体で16,635百万円であります。

(ウ) 政策保有株式

当社において、政策目的で保有する株式については、トレーディング業務やバンキング業務と区分してV a Rの算出やリスクの管理を行っております。

当社では、政策保有株式に関するV a Rの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間125営業日、信頼区間99%、観測期間1,250営業日）を採用し、減損リスクを対象にリスク額を算出しております。

連結決算日現在で当社の政策保有株式のリスク額は、342百万円であります。

(iii) 市場リスクのV a Rの検証体制等

当社では、V a R算出単位毎にモデルが算出するV a Rと実際の時価の変動を比較するバックテストングを実施し、リスク計測モデルの信頼性と有効性を検証する体制としております。

ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク額を計測しているものであり、過去の相場変動から予想される範囲を超える相場変動が発生した場合等においては、V a Rを超える時価の変動が発生するリスクがあると認識しております。

③流動性リスクの管理

当社における流動性リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、資金繰り管理部署と流動性リスク管理部署を設置し、相互牽制が働く体制としております。

また、ALM委員会や流動性リスク管理委員会により適時適切にモニタリング・経営宛報告を実施しております。

当社は、「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に流動性リスクを管理するために、「流動性リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

資金繰り運営にあたっては、自社について流動性リスクの状況に係るフェーズ認定（平常時及び3段階の流動性緊急時フェーズで設定）を行い、あらかじめ定めた各フェーズに該当する具体的対応策を適時適切に実施する体制を整備しております。

当社では、自社の規模・特性及び流動性リスクの状況を踏まえて、重要な流動性リスク管理指標を設定しモニタリングを実施しております。また、必要に応じて、流動性リスク管理指標にガイドラインを設定し管理しております。

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被る市場流動性リスクについても、取扱う市場取引について市場流動性の状況を調査・報告するとともに、必要に応じてガイドラインを設定・日次でモニタリングする等により、適切な管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	143,138	141,177	△1,961
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	10,015	10,015	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,733,565	1,661,579	△71,986
その他有価証券	1,485,391	1,485,391	—
(4) 貸出金	8,751,986		
貸倒引当金（※1）	△22,765		
	8,729,220	8,668,072	△61,148
資産計	12,101,331	11,966,235	△135,095
(1) 預金	17,743,800	17,737,792	△6,007
(2) 譲渡性預金	39,610	39,610	—
(3) 借入金	634,028	627,364	△6,663
負債計	18,417,438	18,404,767	△12,671
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,007	4,007	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(7,173)	(7,173)	—
デリバティブ取引計	(3,165)	(3,165)	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※1）（※2）	3,268
組合出資金等（※3）	6,091

（※1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（※2）当連結会計年度において、非上場株式について14百万円減損処理を行っております。

（※3）組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
商品有価証券				
売買目的有価証券				
国債	134	—	—	134
地方債	—	5,884	—	5,884
その他	—	3,996	—	3,996
有価証券				
その他有価証券				
株式	111,473	—	—	111,473
国債	628,908	—	—	628,908
地方債	—	290,778	—	290,778
社債	—	16,499	97,170	113,670
その他	49,246	291,313	—	340,560
資産計	789,763	608,472	97,170	1,495,406
デリバティブ取引				
金利関連	—	△1,421	—	△1,421
通貨関連	—	△1,733	—	△1,733
債券関連	△10	—	—	△10
デリバティブ取引計	△10	△3,155	—	△3,165

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	141,177	141,177
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	272,279	—	—	272,279
地方債	—	1,389,299	—	1,389,299
貸出金	—	—	8,668,072	8,668,072
資産計	272,279	1,389,299	8,809,249	10,470,828
預金	—	17,737,792	—	17,737,792
譲渡性預金	—	39,610	—	39,610
借入金	—	627,364	—	627,364
負債計	—	18,404,767	—	18,404,767

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書等は、外部業者（ブローカー）から提示された価格の他、貸出金の時価の算定方法に準じた方法で算出した価格を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

商品有価証券

商品有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、短期社債がこれに含まれます。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式、国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行

後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。これらについては、レベル3の時価に分類しております。

負 債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額を市場金利に当社あるいは連結される子会社のプレミアムを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当社自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・パニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1)重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2025年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
社債				
私募債	現在価値技法	割引率	0.6% - 8.5%	1.4%

(2)期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却 、発行及び 決済の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3の 時価からの 振替	期末残高	当期の損益に計上した額の うち連結貸借対照表日にお いて保有する金融資産及び 負債の評価損益
		損益に計上 (※1)	その他の 包括利益 に計上 (※2)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	106,458	78	△755	△8,610	－	－	97,170	－

(※1)連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※2)連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3)時価評価のプロセスの説明

当社グループはミドル部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4)重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は、将来のキャッシュ・フローを現在価値に換算するための係数であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率が上昇（低下）すると、現在価値は下落（上昇）します。

(有価証券関係)

※連結貸借対照表の「有価証券」及び「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2025年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△253

2. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	7,099	7,100	0
	小計	7,099	7,100	0
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	284,298	272,279	△12,018
	地方債	1,442,167	1,382,199	△59,967
	小計	1,726,465	1,654,479	△71,986
合計		1,733,565	1,661,579	△71,986

3. その他有価証券 (2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	110,530	33,772	76,758
	債券	8,866	8,832	33
	国債	4,978	4,965	13
	地方債	—	—	—
	社債	3,887	3,867	20
	その他	163,318	160,920	2,398
	小計	282,715	203,525	79,189
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	943	1,037	△94
	債券	1,024,491	1,064,663	△40,172
	国債	623,930	649,190	△25,260
	地方債	290,778	304,196	△13,418
	社債	109,782	111,276	△1,494
	その他	177,241	186,483	△9,241
	小計	1,202,676	1,252,184	△49,508
合計		1,485,391	1,455,710	29,681

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	23,240	12,922	0
債券	63,745	217	1,146
国債	61,137	129	1,144
社債	2,608	88	2
その他	99,214	200	2,673
合計	186,201	13,340	3,821

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券 (市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く) のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理 (以下「減損処理」という。) しております。

当連結会計年度における減損処理額は、社債8百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(税効果会計関係)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律 (2025年法律第13号)」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.4%から、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.3%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は226百万円増加し、その他有価証券評価差額金は131百万円減少し、繰延ヘッジ損益は43百万円増加し、退職給付に係る調整累計額は4百万円増加し、法人税等調整額は310百万円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
経常収益	192,118
うち信託報酬	47
うち役務取引等収益	53,449
預金・貸出業務	15,634
為替業務	9,097
信託関連業務	3,486
証券関連業務	6,441
代理業務	3,754
保護預り・貸金庫業務	654
保証業務	284

(注) 上表には、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益等も含んでおります。また、役務取引等収益の内訳は、主要な業務について記載しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産 113,619円44銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益 9,383円10銭

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。